

66<sup>th</sup> 報告書 2015.4.1 ▶▶ 2016.3.31  
FINANCIAL REPORT

(第66回定時株主総会招集ご通知添付書類)



みらかグループは、  
製品とサービスにおける  
新しい価値の創造を通じて、  
健康で豊かな社会づくりと  
世界の医療に貢献します。

代表執行役社長 **鈴木 博正**



## 目次

株主のみなさまへ .....	1
(第66回定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告 .....	2
連結貸借対照表 .....	24
連結損益計算書 .....	25
連結株主資本等変動計算書 .....	26
貸借対照表 .....	31
損益計算書 .....	32
株主資本等変動計算書 .....	33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 .....	37
会計監査人の監査報告書 .....	38
監査委員会の監査報告書 .....	39
(ご参考)	
連結財務指標 .....	40
会社概要／株式の状況／所有者別株式の状況／お知らせ .....	41

# 株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当社グループに格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年熊本地震」により被災されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、ここに第66期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の業績につきまして、ご報告を申し上げます。

当連結会計期間の日本経済は、序盤は堅調な景気回復がみられましたが、夏以降、中国経済の変調や新興国の景気減速が広がり、年明けから年度末にかけて株価の下落や円高の進展により景況感が一気に悪化しております。医療関連産業におきましては、診療報酬改定の年度にあたらなかったものの、価格低下圧力および同業他社との競争激化により事業環境は一段と厳しさが増している状況です。

このような環境のなか、当社グループの当連結会計期間の業績は、増収（3.5%）・営業減益（-3.6%）となり、また、海外受託臨床検査事業にて大きなれんの減損損失を計上したことから親会社株主に帰属する当期純損失となりました。なお、配当金につきましては、対前年で年18円の増配とし、従来予想通り1株につき年110円の配当を実施させていただきました。

臨床検査薬事業では、好調な海外事業に支えられて増収（5.4%）・増益（5.4%）の結果となりました。国内事業は、主力製品であるルミパルス機器の世代交代を積極的に進めたことから、売上高は伸びたものの設置に関わる経費が増加して利益面で減少となりました。今後は、置換え需要が一巡したことから新規設置に注力した販売政策を強化してまいります。

国内の受託臨床検査事業では、1.1%の売上増を達成したものの、-12.2%の営業減益となりました。これは対前年度で3%を超える単価下落が継続する一方で、主に次世代システムの準備に係るコスト増等により、収益力の改善が十分に実現できなかったことによるものです。次世代システムの稼働は、業務の効率化・合理化および業績改善と両立するように進めてまいります。一方、海外の受託臨床検査事業でも現地通貨ベースでは微増収・減益の結果となりました。

ヘルスケア関連事業では、滅菌事業は堅調で増収増益となりましたが、治験事業の不調により、事業全体では増収（1.6%）・減益（-5.1%）の結果となりました。治験事業では、顧客である製薬会社の新薬開発の対象が変化し治験ニーズの縮小への対応が遅れた結果、主に上期に大幅な収益の悪化が見られました。事業体質の改善に着手したことにより下期から収益改善に向かっており、今期は確実な成果を得たいと考えております。

2016年度は収益構造の改善を確実なものとし、2017年度以降の売上高および利益の拡大を実現すべく、経営陣挙げて尽力する所存です。株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 事業報告 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新興国の景気減速が長期化する一方、先進国では小幅ながら景気回復が進み、全体として緩やかな成長基調となりました。しかしながら、原油価格の下落や国際的な金融リスクの増大などから、今後の見通しは不透明な状況となっております。

わが国においては、雇用と賃金の状況が改善する一方、新興国経済の減速懸念などから、景気は全体として足踏み状況となりました。臨床検査業界におきましては、引き続き価格低下圧力及び同業他社との競争激化を反映して、厳しい事業環境が継続しております。このような環境のなか、当社グループといたしましてはさらなる成長を遂げるための経営諸施策に積極的に取り組んでまいりました。これらの結果といたしまして、当連結会計年度の売上高は211,743百万円（前期比3.5%増）となりました。臨床検査薬事業において海外での製品販売が伸長したこと及び円安が進行したことを主要因として増収となりました。利益面では、国内受託臨床検査事業の価格下落による利益減を、臨床検査薬事業の増収による利益増が補いきれず、結果として営業利益は26,050百万円（前期比3.6%減）、経常利益は23,782百万円（前期比10.5%減）となりました。

また、当連結会計年度において、当社の米国子会社であるMiraca Life Sciences, Inc.（以下「MLS」）にかかるのれんの減損処理に基づく特別損失を計上したこと並びにMLSに対する訴訟に関連して法人税の見積り計上及びこれに対応する受取補償金の特別利益への見積り計上を行ったことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は5,081百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益16,002百万円）となりました。

以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

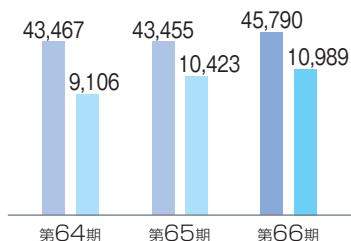
		対前期比
売 上 高	211,743百万円	3.5%増
営 業 利 益	26,050百万円	3.6%減
経 常 利 益	23,782百万円	10.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 5,081百万円	—



## 臨床検査薬事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

■ 売上高 ■ 営業利益



海外における製品販売の伸長及び円安の進行を主要因として増収となりました。利益面では、海外子会社の増収による利益増等により増益となりました。これらの結果、売上高は45,790百万円（前期比5.4%増）、営業利益は10,989百万円（前期比5.4%増）となりました。



## 受託臨床検査事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

■ 売上高 ■ 営業利益



国内事業において検査受託価格の下落による減収を新規項目の拡販等により補ったほか、円安が海外事業の増収に寄与したことから、増収となりました。利益面では、国内事業の検査受託価格の下落を主要因として減益となりました。これらの結果、売上高は137,130百万円（前期比3.2%増）、営業利益は11,943百万円（前期比11.5%減）となりました。



## ヘルスケア関連事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

■ 売上高 ■ 営業利益



滅菌事業につきましては、継続して受託病院の新規獲得に努めた結果、売上高は17,366百万円（前期比2.3%増）となりました。

治験事業につきましては、引き続き新規案件の獲得に注力しましたが、受注単価の下落等の要因から、売上高は4,986百万円（前期比4.6%減）となりました。

これらの結果、ヘルスケア関連事業の売上高は28,823百万円（前期比1.6%増）、営業利益は2,781百万円（前期比5.1%減）となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

特記すべき事項はありません。

### ② 設備投資

- a. 当連結会計年度中に完成した主要設備  
受託臨床検査事業における次世代システムの一部
- b. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充  
受託臨床検査事業における次世代システム

### ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

### ④ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第63期 (平成25年3月期)	第64期 (平成26年3月期)	第65期 (平成27年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	192,211	203,371	204,667	211,743
経 常 利 益 (百万円)	25,739	27,118	26,566	23,782
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	14,871	15,322	16,002	△5,081
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	254.92	261.48	274.82	△89.21
総 資 産 (百万円)	220,912	242,159	262,203	237,296
純 資 産 (百万円)	137,335	157,348	171,851	155,700

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失」に変更しております。

## (4) 対処すべき課題

当社は、国内外での競争力を一層高めるとともに、海外における事業の成長を加速すべく、平成26年5月、目指すべき10年後の姿を設定いたしました。

当社グループが目指す10年後の姿

- ・ 連結売上高：5,000億円程度
- ・ 海外売上高比率：約50%

上記10年後の姿は、各事業のオーガニックな成長とM&Aによって実現することを前提としております。

当社は、平成26年5月、かかる10年後の姿への成長を可能とするための基盤構築のフェーズと位置付けるべく、オーガニックな成長を前提として、①競争による事業拡大、②新しい製品・サービスの創出及び③グローバル市場への本格参入を基本的な成長戦略の柱とする第4次中期経営計画を策定いたしました。

その概要は以下のとおりです。

## ①臨床検査薬事業

- ・ルミパルス製品の地理的拡大  
既に参入済みの欧州及びアジア市場において、ビタミンD等の差別化項目によりルミパルス製品の市場開拓を加速するとともに、最大市場である米国への早期参入を目指します。これにより海外ルミパルス事業の早期の収益化を目指します。
- ・グローバル事業体制の構築  
マネジメント、オペレーション（購買、生産、物流）及び研究開発の各分野において、グローバル体制で推進する仕組みを構築し、持続的な成長の基盤を整備してまいります。
- ・ルミパルス製品の国内シェア拡大  
国内においては、ルミパルス試薬ラインナップのさらなる拡充を進めるとともに、シェア拡大のための販売活動を強化してまいります。
- ・新規事業開発  
免疫外領域への参入を見据え、新規領域に関する事業開発を強化するとともに、既存製品については市場のニーズを適切に見極め、選択と集中を進めてまいります。

## ②受託臨床検査事業

- ・国内開業医市場の獲得  
販売体制の強化及びラボ機能の戦略的再編（地域分散化）により、顧客ニーズに合った検査サービスを提供し、これにより開業医市場でのシェア拡大を図ってまいります。
- ・次世代システムの導入による競争力強化  
次世代システムの導入により、集荷・検体受付業務を効率化するとともに、検査の標準化、報告スピードの改善及びトレーサビリティの強化を実現し、顧客である医療機関の利便性を高めてまいります。
- ・新たな検査サービスの開発  
コンパニオン診断関連検査、ゲノム解析など先端的な検査サービスを他社に先駆けて導入することに努めます。また、新しい検査サービスによる事業開発の機会を積極的に探索いたします。
- ・海外事業の成長  
米国 Miraca Life Sciences社においては、規模拡大による競争力の強化とコスト構造の改善を並行して進め、これにより米国における病理専門ラボとしてトップの地位の確立を目指します。

## ③ヘルスケア関連事業

滅菌事業においては、地理的拡大に努めるとともに、周辺サービスラインナップの拡充によりさらなる売上成長を目指します。また、治験事業においては、国内販売活動を強化しシェア拡大を図るとともに、国際共同治験の獲得及び新規市場の発掘に注力いたします。

## ④M&amp;A戦略

前中期に引き続き、M&Aを中長期的な成長のための重要施策として位置付けてまいります。健全な財務体質を維持しつつ、各事業の成長と収益力の強化により生み出されるキャッシュフローを、競争力強化と成長のためのM&Aに活用してまいります。

## ⑤積極的な株主還元

将来の経営環境の変化とM&A・研究開発など将来の成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当を中心に株主のみならず積極的に利益還元を図っていくことを目標としております。「継続かつ安定的な増配を行う」との基本方針に基づき、35%を超える連結配当性向を今後も継続してまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査薬の製造・販売、臨床検査の受託とヘルスケア関連を主な事業としております。

## (6) 主要な事業所並びに使用人の状況

### ①主要な事業所（平成28年3月31日現在）

みらかホールディングス株式会社	本社	東京都新宿区
富士レビオ株式会社	本社 支店 研究所 工場	東京都新宿区 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台 ほか 八王子 八王子、宇部
株式会社エスアールエル	本社 営業所 検査施設	東京都新宿区 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡 ほか 八王子、北海道、金沢、静岡、愛知、大阪、 福岡 ほか
Miraca USA, Inc.	本社	米国
Miraca Life Sciences, Inc.	本社	米国
Fujirebio America, Inc.	本社	米国
Fujirebio Diagnostics, Inc.	本社	米国
Fujirebio Europe N.V.	本社	ベルギー
株式会社日本医学臨床検査研究所	本社	京都府久世郡久御山町
日本ステリ株式会社	本社	東京都千代田区
株式会社エスアールエル・メディサーチ	本社	東京都新宿区

### ②使用人の状況（平成28年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数（名）
臨床検査薬事業	1,076 ( 152)
受託臨床検査事業	3,710 (3,318)
ヘルスケア関連事業	1,286 (3,259)
全社（共通）	57 ( 6)
合計	6,129 (6,735)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 「全社（共通）」は、当社の就業人員であります。

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	出 資 比 率	主要な事業内容
富 士 レ ビ オ 株 式 会 社	100.0%	臨 床 検 査 薬 事 業
株 式 会 社 エ ス ア ー ル エ ル	100.0%	受 託 臨 床 検 査 事 業
M i r a c a U S A , I n c .	100.0%	持 株 会 社
M i r a c a L i f e S c i e n c e s , I n c .	100.0% (間接所有)	受 託 臨 床 検 査 事 業
F u j i r e b i o A m e r i c a , I n c .	100.0% (間接所有)	持 株 会 社
F u j i r e b i o D i a g n o s t i c s , I n c .	100.0% (間接所有)	臨 床 検 査 薬 事 業
F u j i r e b i o E u r o p e N . V .	100.0% (間接所有)	臨 床 検 査 薬 事 業
株 式 会 社 日 本 医 学 臨 床 検 査 研 究 所	100.0% (間接所有)	受 託 臨 床 検 査 事 業
日 本 ス テ リ 株 式 会 社	100.0% (間接所有)	滅 菌 事 業
株 式 会 社 エ ス ア ー ル エ ル ・ メ デ ィ サ ー チ	100.0% (間接所有)	治 験 事 業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. Miraca USA, Inc.は、Miraca Life Sciences, Inc.の株式を100%間接所有する持株会社であります。

3. Fujirebio America, Inc.は、Fujirebio Diagnostics, Inc.の株式を100%所有する持株会社であります。

## (8) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	5,500 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,299
株式会社三井住友銀行	1,800
株式会社北陸銀行	400
第一生命保険株式会社	150
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

### **(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策の一つとして位置付けており、連結配当性向を重視しつつ、中長期的な業績及び財務状況の見通しをも総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本としております。

内部留保金は、中長期的な成長につながる事業投資として、主に研究開発及び事業基盤強化・拡充のための資金に充当してまいります。

平成28年5月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,134百万円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 55円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月2日

次期配当金につきましては、1株につき年間114円を予定しております。

### **(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社エスアールエルは、株式会社あすも臨床薬理研究所株式の49%を保有しておりましたが、平成28年4月1日に同社の残株式全てを取得し完全子会社としました。

## 2 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

### 株式の状況

①発行可能株式総数 200,000,000株  
 ②発行済株式の総数 57,246,866株

(注) 1. 新株予約権の行使により108,900株増加しております。  
 2. 1単元の株式数は、100株であります。  
 3. 上記には、自己株式250,435株を含んでおります。

③株主数 5,299名  
 ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	4,302,994株	7.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,888,700株	6.82%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,132,155株	3.74%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,000,737株	3.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,901,000株	3.34%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,538,673株	2.70%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,332,871株	2.34%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,272,200株	2.23%
T A I Y O F U N D , L . P .	958,900株	1.68%
MELLON BANK,N.A.AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	803,754株	1.41%

(注) 1. 持株比率は、自己株式250,435株を除いて計算しております。  
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数は、信託業務に係るものです。  
 3. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,131,500株（持株比率3.74%）を含んでおります。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成28年3月31日現在）

第6回新株予約権	
決議年月日	平成22年6月23日
新株予約権の数	120個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 12,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,746円
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月 1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

第7回新株予約権	
決議年月日	平成23年6月23日
新株予約権の数	125個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 12,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,359円
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月 1日 至 平成29年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

第8回新株予約権	
決議年月日	平成24年6月26日
新株予約権の数	145個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	5名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 14,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,480円
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成30年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年6月25日
新株予約権の数	250個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 25,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 4,775円
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

第10回新株予約権	
決議年月日	平成26年7月4日
新株予約権の数	10,608個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 10,608株
新株予約権の発行価額	1株当たり 4,348円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月1日 至 平成34年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。新株予約権者が当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、「当社グループ会社」という。）に在任している期間中において、法令又は当社グループ会社の定款に違反した場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部について、その行使を制限することができる。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年7月7日
新株予約権の数	7,733個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 7,733株
新株予約権の発行価額	1株当たり 5,214円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成30年8月1日 至 平成35年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。新株予約権者が当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、「当社グループ会社」という。）に在任している期間中において、法令又は当社グループ会社の定款に違反した場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部について、その行使を制限することができる。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

## (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

第13回新株予約権	
決議年月日	平成27年6月24日
新株予約権の数	688個
交付された者の人数 当子会社取締役 当子会社従業員	22名 5名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 68,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 6,373円
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月1日 至 平成33年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	鈴 木 博 正	—	富士レビオ株式会社 取締役会長 株式会社エスアールエル 取締役
取 締 役	小 川 眞 史	—	株式会社エスアールエル 代表取締役社長
取 締 役	小 山 剛 史	—	富士レビオ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	服 部 暢 達	—	
取 締 役	金 子 恭 規	—	
取 締 役	能 仲 久 嗣	—	
取 締 役	井 口 直 樹	—	
取 締 役	石 黒 美 幸	—	
取 締 役	伊 藤 良 二	—	
取 締 役	高 岡 浩 三	—	

- (注) 1. 服部暢達氏、金子恭規氏、能仲久嗣氏、井口直樹氏、石黒美幸氏、伊藤良二氏、高岡浩三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、服部暢達氏、金子恭規氏、能仲久嗣氏、井口直樹氏、伊藤良二氏、高岡浩三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社の委員会体制については次のとおりであります。
- 指名委員会 委員長 伊藤良二  
委員 鈴木博正、服部暢達、金子恭規、能仲久嗣
  - 監査委員会 委員長 能仲久嗣  
委員 金子恭規、井口直樹、石黒美幸
  - 報酬委員会 委員長 井口直樹  
委員 鈴木博正、石黒美幸、伊藤良二、高岡浩三
4. 監査委員は高い独立性が求められるとの観点から、監査委員の全員を非常勤の社外取締役から選定しており、常勤の監査委員は選定しておりません。
- なお、監査委員会への社内情報の提供や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携等を行うために、執行役から独立した専任の監査委員会の職務を補助すべき使用人を置いております。

## (2) 執行役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役	鈴木博正	社長	(1)取締役の状況参照
代表執行役	小川眞史	専務、社長補佐	(1)取締役の状況参照
執行役	田澤裕光	専務、 法務・CSR担当	株式会社エスアールエル 取締役会長
執行役	小山剛史	常務、グローバルIVD担当	(1)取締役の状況参照
執行役	木村博昭	IR担当、総務担当、 IT担当	
執行役	北村直樹	財務担当、 経営戦略担当	
執行役	大月重人	人事担当、 内部統制担当	

## (3) 当事業年度に係る取締役及び執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(名)	報酬等の額(百万円)	摘要
取締役	7	86	—
執行役	9	225	—
計	16	311	—

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬を支給していないため、取締役には執行役を兼務する取締役は含まれておりません。  
2. 上記の報酬等の額には執行役に対する業績連動型報酬17百万円が含まれております。  
3. 上記の報酬等の額に含まれる代表執行役2名に対する当事業年度報酬額は合計89百万円であります。  
4. 代表執行役を含む執行役7名は、事業会社の役員を兼務しており、別途52百万円の役員報酬が支払われております。  
5. 上記の報酬等の額には、第9回、第10回及び第12回ストックオプションの報酬額29百万円（執行役8名に対し29百万円）が含まれております。

#### (4) 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

報酬委員会は、当社の取締役・執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役・執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

##### ①報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、グループ経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を中心に支給し、退任時に退職慰労金は支給しない。業績連動型報酬については、売上高、経常利益、キャッシュ・フロー等を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させる。

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

##### ②取締役報酬

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬又は確定金額報酬、業績連動型報酬及びストックオプションの組み合わせとして定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

社外取締役の報酬については、定められた確定金額報酬及びストックオプションの組み合わせに加え、監督活動の頻度・時間に応じた報酬を加味して支給する。

##### ③執行役報酬

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプションの組み合わせで定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

#### (5) 社外役員の主な活動状況

##### ①取締役会及び各委員会への出席状況（出席回数／当事業年度中の開催回数）

区 分	氏 名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取 締 役	服 部 暢 達	14/14	9/9	—	2/2
取 締 役	金 子 恭 規	14/14	8/9	22/23	—
取 締 役	能 仲 久 嗣	14/14	9/9	23/23	—
取 締 役	井 口 直 樹	14/14	—	23/23	6/6
取 締 役	石 黒 美 幸	14/14	—	22/23	6/6
取 締 役	伊 藤 良 二	12/14	9/9	—	6/6
取 締 役	高 岡 浩 三	11/11	—	—	4/4

(注) 1. 取締役服部暢達氏は、平成27年6月24日付で報酬委員会委員を退任したため、報酬委員会については、退任以前の出席状況となります。  
2. 取締役高岡浩三氏は、平成27年6月24日付で新任取締役及び報酬委員会委員に就任したため、就任以降の出席状況となります。

## ②当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	服 部 暢 達	取締役会において、経営戦略・事業戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
取 締 役	金 子 恭 規	取締役会において、海外で培われた医療分野における先端技術等の専門的見地及び経営戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	能 仲 久 嗣	監査委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	井 口 直 樹	報酬委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会において、保険・年金・医療に関する行政に長年にわたり従事された経験に基づく幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	石 黒 美 幸	取締役会において、企業法務に精通した法律家としての視点より、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 良 二	指名委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、経営コンサルタント・事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
取 締 役	高 岡 浩 三	取締役会において、経営とマーケティングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。

## (6) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月27日開催の第56回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

## ・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (7) 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区 分	人数 (名)	報酬等の額 (百万円)
社 外 役 員	7	86

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、平成27年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	104百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	104百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査委員会が選定した監査委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題として認識しており、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につながる経営機構の確立に努めております。

そのため、当社は、平成17年6月27日より委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）に、同年7月1日よりグループを統轄する純粋持株会社に移行しております。

## (2) 会社の機関の内容、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ①会社の機関

監督と執行の明確な分離と事業を迅速に運用できる執行体制の確立並びにグループ会社統治の高度化を目的として指名委員会等設置会社の経営形態を採用し、法令に基づき、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置しております。

取締役会は、各委員会からの報告、執行役からの業務執行状況及び経営目標の達成状況の報告を受け、タイムリーな経営情報の把握／監督が行われております。また、取締役10名のうち7名を社外取締役とし、各分野の有識者を招聘しております。

### ②業務の適正を確保するための体制の概要

当社は下記の基本方針に基づき、業務の適正を確保しております。

#### 1) 経営の基本方針

当社は、以下の経営理念と経営方針を企業経営の基本方針とする。

##### <経営理念>

みらかグループは、製品とサービスにおける新しい価値の創造を通じて、健康で豊かな社会づくりと世界の医療に貢献します。

##### <経営方針>

イ) 顧客ニーズに応えることを最優先とし、高品質な商品、情報、サービスを提供します。

ロ) 環境保全に万全を尽くし、地域社会との良好な関係維持に努めます。

ハ) 社員一人ひとりの個性を伸ばし、公平な機会と公正な評価による働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

ニ) 誠実で健全な経営を行い、ステークホルダーの信頼に応えます。

#### 2) 行動指針

当社は、企業グループとして、また、当社で働く全ての役員及び社員が守るべき規範を役員・社員が日々の活動の中で具体化できるよう、みらかグループ企業行動指針を定め、役員・社員が日々の企業活動の中で実践するよう努めます。

#### 3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とする。

#### 4) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・ 監査委員会事務局の使用人は、監査委員の指示に従い行動するものとする。

・ 監査委員会事務局の使用人の任免、人事考課・異動等の処遇及び予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得るものとする。

#### 5) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、法令に定める事項のほか、主に以下の事項の報告を求められることができる。

イ) 当社グループの内部統制に関わる部門の活動概要

- ) 当社グループの重要な会計方針・会計基準及びその変更
  - 八) 重要開示書類の内容
  - 二) その他、当社社内規程に規定された報告事項
- 6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査委員は、以下の各号に定める権限を有する。
    - イ) 他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限
    - ) 当社の業務及び財産の状況を調査する権限
    - 八) 監査委員会の権限を行使するため、必要に応じて、当社の子会社もしくは連結子会社に対して事業の報告を求め、又は当社の子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
    - 二) その他、法令の範囲で、監査に関し監査委員会が必要と認める権限
  - ・ 監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席する取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。
  - ・ 監査委員会の指名した監査委員は、必要に応じて、グループ会社も含めた会社の重要な会議に出席できる。
- 7) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社・関連会社管理規程及び子会社役員の責任及び権限についての取り決めに基づき、子会社の運営・管理を実施し、子会社の業務の適正を確保する。
  - ・ 以下の内容を骨子とした管理体制を構築し、企業集団における業務の適正を確保する。
    - イ) 当社及び主要事業子会社を対象範囲とする。
    - ) 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守を目的とする。
    - 八) リスク管理規程に基づき、企業集団のリスクマネジメントを推進する。
    - 二) 主要業務プロセスのフローチャートを事業子会社も含め策定し、業務の標準化を図るとともに、適切なリスク対応を実施する。
  - ホ) 内部監査部門による内部統制システムの監査を実施する。
  - ・ 定期的に各グループ会社における内部統制部門間での報告及び意見交換を行い、また、監査委員会とグループ会社の監査役との連携強化を図る目的で、定期的な監査連絡会を開催する。
- 8) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 各執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、職務執行文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- 9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理システムを構築し、これをリスク管理委員会が推進することにより損失の危険を管理する。
- 10) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 各執行役は、執行役職務分掌規程に基づき職務を遂行する。

- ・各執行役は、執行役会規程に基づき執行役会において、必要な協議及び報告を行う。

#### 11) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・みらかグループ企業行動指針により、企業の構成員として守るべき規範を明示するとともに、みらか企業行動委員会は企業行動委員会運営規程に基づき、執行役及び使用人の職務の執行が法令、定款及びみらかグループ企業行動指針に適合するために必要な施策を実施する。
- ・みらか企業行動委員会は、企業内の違法行為等を早期に発見し、対応するために内部通報体制を整備し運営する。
- ・内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

#### ③業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

##### 1) 監査委員会による監査に関する事項

- ・監査委員会は委員4名、事務局員1名で構成され、各委員は執行役会、開示委員会、リスク管理委員会等の主要会議に出席するとともに、内部監査部門、子会社監査役会及び子会社監査役との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取り締役会に報告されております。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるとともに、定期的な意見交換を行っております。

##### 2) 企業集団における業務の適正の確保に関する事項

- ・「執行役職務分掌規程」、「子会社・関連会社管理規程」、「子会社役員の実務及び権限についての取り決め」その他の社内規程に基づき、グループにおける業務の適正を確保するための管理を行っております。
- ・内部監査部門による内部統制システムの評価を実施しております。また、定期的に各グループ会社の内部統制部門間での報告及び意見交換を行っております。

##### 3) 損失の危険の管理に関する事項

- ・「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、定期的にリスク管理委員会を開催しております。
- その上で、当社及び主要子会社におけるリスクの評価結果並びに重要リスクへの対応方針を取締役会に報告しております。

##### 4) コンプライアンスに関する事項

- ・内部監査部門（14名）は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、当社及び主要子会社の内部監査を行うとともに、内部統制の独立的評価を定期的に行っており、その結果及びその後のフォローアップ状況について担当執行役を介して取締役会及び監査委員会へ報告が行われております。
- ・「みらかグループ企業行動指針」に基づき、企業行動委員会を定期的に開催しております。
- ・内部通報に係る体制整備の一環として、内部通報窓口である「みらかグループホットライン」を設置し、その運営状況を監査委員会と共有しております。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止のルールを周知しております。

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等について当社株主のみなさまに十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、平成19年5月23日に開催された当社取締役会において、以上の内容を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画の着実な実行、積極的な株主還元、及びコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じて、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものと考えています。なお、以下に掲げる取組みは、その内容から、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことは、明らかであると考えています。

#### 1. 中期経営計画の実行を通じた企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

臨床検査業界は、国内市場の成長鈍化とグローバル化の進展から、一段と厳しい競争の時期を迎えております。このような環境の中、当社は、将来のさらなる成長の基盤を構築すべく、①競争による事業拡大、②新しい製品・サービスの創出及び③グローバル市場への本格参入を基本的な成長戦略の柱として第4次中期経営計画を平成26年5月に策定いたしました。

中期経営計画の概要は「1. 企業集団の現況に関する事項（4）対処すべき課題」に記載のとおりです。

#### 2. 積極的な株主還元を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では、将来の経営環境の変化とM&A・研究開発など将来の成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としています。

### 3. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では平成17年6月より委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）に移行し、監督と執行を明確に分離し、業務執行を迅速に展開できる執行体制を確立しております。コーポレート・ガバナンス体制の観点からは、取締役10名のうち7名を独立性の高い社外取締役とし、法令に従って監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置してさらなる経営の透明性確保、公正性の向上を目指した取組みを継続しています。インセンティブ・報酬の観点からは、企業価値・株主共同の利益を向上させることを最重要課題と位置付け、執行役に対する業績連動型報酬制度を導入するとともに、業績との連関が低い退職慰労金制度を廃止し、また株主のみなさまと執行役その他従業員の利益を共有化する目的からストックオプション制度を導入しております。これら執行役・取締役に対する報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示しております。その他、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた施策として、株主のみなさまが適切な議決権行使をしていただく時間を確保する目的から招集通知を株主総会の3週間以上前に発送するとともに、株主総会集中日を回避するなど、さまざまな施策を実施しています。また、これら適切なガバナンス体制の維持・強化の重要性から、内部統制システムの基本方針を定め、監査委員会による監査体制の強化、子会社・関連会社を含めた管理規程の整備を進め企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築するなど、さらなる整備強化を進めております。

### Ⅲ. 上記の取組みが上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記の取組みは、当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上に必要な内部留保の確保と株主のみなさまへの利益還元の適正な配分を図り、また、適切なコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図るものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであります。したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>94,027</b>	<b>流動負債</b>	<b>49,903</b>
現金及び預金	31,756	支払手形及び買掛金	9,740
受取手形及び売掛金	36,954	電子記録債務	1,421
リース投資資産	499	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	4,629	1年内返済予定の長期借入金	5,999
仕掛品	5,159	リース債務	730
原材料及び貯蔵品	5,048	未払金	5,829
繰延税金資産	2,148	未払法人税等	1,039
その他	9,225	繰延税金負債	37
貸倒引当金	△ 1,394	賞与引当金	4,928
<b>固定資産</b>	<b>143,269</b>	訴訟損失引当金	2,420
<b>有形固定資産</b>	<b>40,277</b>	その他	7,754
建物及び構築物	16,351	<b>固定負債</b>	<b>31,692</b>
機械装置及び運搬具	3,213	長期借入金	6,299
工具、器具及び備品	4,653	リース債務	3,514
土地	9,106	繰延税金負債	8,889
リース資産	3,918	退職給付に係る負債	4,262
建設仮勘定	3,034	資産除去債務	621
<b>無形固定資産</b>	<b>75,409</b>	その他	8,105
のれん	31,738	<b>負債合計</b>	<b>81,596</b>
顧客関連無形資産	27,483	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	8,760	<b>株主資本</b>	<b>126,646</b>
リース資産	155	資本金	8,877
その他	7,270	資本剰余金	24,599
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,581</b>	利益剰余金	94,392
投資有価証券	15,242	自己株式	△ 1,221
繰延税金資産	5,512	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>28,828</b>
その他	6,846	その他有価証券評価差額金	397
貸倒引当金	△ 20	為替換算調整勘定	28,921
<b>資産合計</b>	<b>237,296</b>	退職給付に係る調整累計額	△ 490
		<b>新株予約権</b>	<b>225</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>155,700</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>237,296</b>

## 連結損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		211,743
売上原価		130,333
売上総利益		81,409
販売費及び一般管理費		55,359
営業利益		26,050
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	40	
保険配当金	131	
受取賃貸料	44	
業務受託料	102	
その他	179	529
営業外費用		
支払利息	607	
賃貸費用	44	
持分法による投資損失	1,444	
為替差損	628	
その他	73	2,797
経常利益		23,782
特別利益		
固定資産売却益	3	
新株予約権戻入益	9	
受取補償金	3,168	
その他	211	3,392
特別損失		
固定資産除却損	81	
事業構造改善費用	429	
減損損失	22,952	
その他	112	23,576
税金等調整前当期純利益		3,598
法人税、住民税及び事業税	11,307	
法人税等調整額	△2,627	8,680
当期純損失		5,081
親会社株主に帰属する当期純損失		5,081

## 連結株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,666	24,388	105,224	△ 1,209	137,071
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	210	210			420
剰 余 金 の 配 当			△ 5,750		△ 5,750
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△ 5,081		△ 5,081
自 己 株 式 の 取 得				△ 12	△ 12
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	210	210	△ 10,832	△ 12	△ 10,424
当 期 末 残 高	8,877	24,599	94,392	△ 1,221	126,646

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	606	34,198	△ 251	34,553	227	171,851
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						420
剰 余 金 の 配 当						△ 5,750
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△ 5,081
自 己 株 式 の 取 得						△ 12
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 208	△ 5,277	△ 238	△ 5,724	△ 1	△ 5,726
連結会計年度中の変動額合計	△ 208	△ 5,277	△ 238	△ 5,724	△ 1	△ 16,150
当 期 末 残 高	397	28,921	△ 490	28,828	225	155,700

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

## (1) 連結の範囲に関する事項

## ① 連結子会社の数 36社

## 主要な連結子会社

富士レジオ(株)、(株)エスアールエル、Miraca USA, Inc. (米国)、Miraca Life Sciences, Inc. (米国)、Fujirebio America, Inc. (米国)、Fujirebio Diagnostics, Inc. (米国)、Fujirebio Europe N.V. (ベルギー)、(株)日本医学臨床検査研究所、日本ステリ(株)、(株)エスアールエル・メディサーチ

## ② 主要な非連結子会社の名称等

思裕(北京)医用技術有限公司、他2社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

## ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、子会社としなかった当該他の会社の名称等

Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC (米国)

(子会社としなかった理由)

当社は、当社連結子会社であるMiraca USA, Inc.を通じて、Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC (BMGL) の議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、Baylor College of Medicine (BCM) とのCompany Agreementに基づき、重要な会社意思決定への関与とみなされる年度事業計画の承認権限を当社だけでなくBCMも有することから、BMGLを子会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

## ① 持分法適用関連会社の数 3社

Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC、(株)あずも臨床薬理研究所、他1社

## ② 持分法を適用していない非連結子会社(思裕(北京)医用技術有限公司、他2社)及び関連会社2社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

## ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

## a. 有価証券

## その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの 主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。時価法を採用しております。

## b. デリバティブ

## c. たな卸資産

(国内連結子会社)

商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

製品・仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(在外連結子会社)

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による低価法を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## a. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は原則として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

また、国内連結子会社である富士レジオ(株)の工具、器具及び備品のうち、機器システムリース用検査機器等については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3~50年
機械装置及び運搬具	2~15年
工具、器具及び備品	2~20年

## b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

顧客関連無形資産	5~30年
ソフトウェア	3~5年

## c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リー

- ス取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- d. 長期前払費用 当社及び国内連結子会社は支出の効果が及び期間で均等償却しており、在外連結子会社については、定額法によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金 (国内連結子会社)  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
(在外連結子会社)  
債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。
- c. 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。

### ④重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

- a. 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- b. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円

貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外連結子会社等の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### c. 重要なヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。  
なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。  
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権・債務
通貨スワップ	外貨建金銭債権・債務
金利スワップ	借入金

#### ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

原則として、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

#### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、個別取引毎のヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

#### d. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。なお、平成26年4月1日以降に米国子会社及び関連会社で計上されたのれんもしくはのれん相当額については、10年以内の定額法により償却を行っております。

#### e. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

#### f. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社では、連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」

という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 91,181百万円

(2)訴訟損失引当金

在外子会社の CDx Holdings, Inc. における訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。

なお、買収契約に基づき求償できるため、訴訟損失引当金の同額を流動資産のその他に計上しております。

### 4. 連結損益計算書に関する注記

(1)受取補償金

受取補償金は、在外子会社のCDx Holdings, Inc. における訴訟に伴い発生可能性のある法人税等に関して、買収契約及びTax indemnity letterに基づき補償されるものであります。

(2)事業構造改善費用

事業構造改善費用は、特別退職金等であります。

(3)減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。主な内容は、以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱エスアールエル (東京都八王子市)	受託臨床検査事業の自社利用ソフトウェア	ソフトウェア	441
		その他無形固定資産	430
		計	871
Miraca Life Sciences, Inc. (米国)	受託臨床検査事業ののれん	のれん	22,068

当社グループは、稼働資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産等については個々にグルーピングしております。

㈱エスアールエルの受託臨床検査事業の自社利用ソフトウェア（開発中を含む）の一部に、システム開発の変更が生じたこと等に伴い、使

用が見込まれない部分について帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

Miraca Life Sciences, Inc. の受託臨床検査事業ののれんについては、業績及び最新の中期見通しに基づき減損テスト（米国会計基準）を実施した結果、公正価値が帳簿価額を下回ることとなったため、連結上の帳簿価額（日本基準に基づく既償却額を控除した金額）と公正価値との差額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、公正価値は、米国会計基準に基づき主としてインカム・アプローチにより測定しており、割引率は10.0%であります。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 57,246,866株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月22日 取締役会	普通株式	2,616	46	平成27年 3月31日	平成27年 6月2日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	3,133	55	平成27年 9月30日	平成27年 12月2日
計	—	5,750	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年5月23日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項について次のとおり決議を予定しております。

- 配当金の総額 3,134百万円
- 配当の原資 利益剰余金
- 1株当たり配当額 55円
- 基準日 平成28年3月31日
- 効力発生日 平成28年6月2日

(3)当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 220,300株

### 6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行による方針です。デリバティブは、外貨建債権・債務に係る将来の為替レートの変動を回避する目的で包括的な為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用し、また、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程、売掛金管理細則等に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うと

ともに、主な取引先の信用状況等を定期的に把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日です。

借入金及び社債は、主に投資及び営業取引に係る資金調達であり、主に固定金利によるものです。

デリバティブは、金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、外貨建債権・債務に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用します。デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	31,756	31,756	-
(2)受取手形及び売掛金	36,954	36,954	-
(3)投資有価証券			
其他有価証券	1,260	1,260	-
資産計	69,971	69,971	-
(1)支払手形及び買掛金	9,740	9,740	-
(2)電子記録債務	1,421	1,421	-
(3)未払法人税等	1,039	1,039	-
(4)社債(※1)	10,000	10,036	36
(5)長期借入金(※2)	12,299	12,333	33
負債計	34,501	34,571	70
デリバティブ取引(※3)	(5)	(5)	-

(※1)(4)社債は、1年以内に償還予定のものを含めております。

(※2)(5)長期借入金は、1年以内に返済予定のものを含めております。

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

##### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### 負債

##### (1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4)社債

これらの時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

##### (5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	13,981
出資金	91

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示対象には含めておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 2,727円81銭  
(2)1株当たり当期純損失 89円21銭

#### 8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,110</b>	<b>流動負債</b>	<b>45,091</b>
現金及び預金	26,331	1年内償還予定の社債	10,000
売掛金	424	1年内返済予定の長期借入金	5,999
前払費用	18	未払金	423
繰延税金資産	59	未払費用	72
未収収益	40	未払法人税等	10
関係会社短期貸付金	2,253	預り金	28,292
未収入金	3,971	前受収益	114
その他	11	賞与引当金	31
<b>固定資産</b>	<b>111,935</b>	その他の	145
<b>有形固定資産</b>	<b>237</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,466</b>
建物	196	長期借入金	6,299
工具、器具及び備品	39	長期前受収益	160
リース資産	0	その他	5
建設仮勘定	0	<b>負債合計</b>	<b>51,557</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>205</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	205	<b>株主資本</b>	<b>93,262</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>111,492</b>	<b>資本金</b>	<b>8,877</b>
関係会社株式	104,929	<b>資本剰余金</b>	<b>24,599</b>
出資金	71	資本準備金	24,599
関係会社長期貸付金	5,803	その他資本剰余金	0
長期前払費用	0	<b>利益剰余金</b>	<b>61,009</b>
繰延税金資産	15	利益準備金	928
その他	672	その他利益剰余金	60,081
<b>資産合計</b>	<b>145,046</b>	別途積立金	13,250
		繰越利益剰余金	46,831
		<b>自己株式</b>	<b>△ 1,222</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 0</b>
		その他有価証券評価差額金	△ 0
		<b>新株予約権</b>	<b>225</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>93,488</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>145,046</b>

# 損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
受取配当金	14,675	
経営指導料	1,655	
役員収益	368	<b>16,699</b>
<b>営業費用</b>		<b>1,744</b>
<b>営業利益</b>		<b>14,954</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	167	
受取賃貸料	330	
その他の	16	<b>514</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	105	
社債利息	50	
賃貸費用	283	
為替差損	544	
その他の	30	<b>1,014</b>
<b>経常利益</b>		<b>14,454</b>
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	9	<b>9</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>14,463</b>
法人税、住民税及び事業税	△ 580	
法人税等調整額	483	△ 97
<b>当期純利益</b>		<b>14,561</b>

## 株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,666	24,388	-	24,388	928	13,250	38,020	52,198	△ 1,209	84,044
事業年度中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	210	210		210						420
剰余金の配当							△ 5,750	△ 5,750		△ 5,750
当期純利益							14,561	14,561		14,561
自己株式の取得									△ 12	△ 12
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	210	210	0	210	-	-	8,810	8,810	△ 12	9,218
当期末残高	8,877	24,599	0	24,599	928	13,250	46,831	61,009	△ 1,222	93,262

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1	1	227	84,273
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				420
剰余金の配当				△ 5,750
当期純利益				14,561
自己株式の取得				△ 12
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 3
事業年度中の変動額合計	△ 1	△ 1	△ 1	9,214
当期末残高	△ 0	△ 0	225	93,488

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1)資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

#### その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

### (2)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### (3)固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	5～20年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

#### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を

零とする定額法を採用しております。支出の効果が及び期間で均等償却しております。

#### ④長期前払費用

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。

### (5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (6)重要なヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

##### ヘッジ手段

為替予約  
通貨スワップ  
金利スワップ

##### ヘッジ対象

外貨建金銭債権・債務  
外貨建金銭債権・債務  
借入金

#### ③ヘッジ方針

内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。原則として、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

#### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、個別取引毎のヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

#### (7)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

##### ②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1)有形固定資産の減価償却累計額

209百万円

### (2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

2,036百万円

短期金銭債務

28,698百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

16,699百万円

営業費用

17百万円

営業取引以外の取引高

501百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

250,435株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1)繰延税金資産発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金

148百万円

その他

46百万円

繰延税金資産小計

195百万円

評価性引当額

△120百万円

繰延税金資産合計

74百万円

繰延税金資産の純額

74百万円

## (2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以

降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は4百万円減少し、法人税等調整額が4百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

## (1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	富士レビオ(株)	4,252 百万円	臨床検査薬事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 2人	経営指導料の受取 配当金の受取 賃料の受取 資金の預り 利息の支払	516 5,847 161 — 0	売掛金 — 未収収益 預り金 —	46 — 8 844 —
子会社	(株)エスアールエル	11,027 百万円	受託臨床検査事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 3人	経営指導料の受取 配当金の受取 賃料の受取 資金の預り 利息の支払	888 8,827 169 — 1	売掛金 — 未収収益 預り金 —	79 — 8 8,179 —
子会社	Miraca USA, Inc.	0 千US\$	受託臨床検査事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 2人	経営指導料の受取 資金の貸付  資金の預り 利息の受取 利息の支払	251 — — 137 2	売掛金 短期貸付金 長期貸付金 預り金 未収収益 未払費用	251 1,915 5,803 2,749 24 0
子会社	Miraca Life Sciences, Inc.	0 千US\$	受託臨床検査事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り 利息の支払	— 5	預り金 未払費用	4,650 1
子会社	Fujirebio Diagnostics, Inc.	10,200 千US\$	臨床検査薬事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り 利息の支払	— 1	預り金 未払費用	1,395 0
子会社	Fujirebio Europe N.V.	64,398 千EUR	臨床検査薬事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り	—	預り金	4,165
子会社	日本ステリ(株)	240 百万円	ヘルスケア関連事業	間接100%	資金の預り	資金の預り 利息の支払	— 0	預り金 —	1,736 —

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
 2. 経営指導料については、当社より提示した料率を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。  
 3. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。  
 4. 当社と子会社との間の資金の貸付及び預りについては、キャッシュ・マネジメントシステムにより当社が一元管理しており、日々資金の貸付、預りが行われています。従って、取引金額としての把握が困難であることから、個別貸付を除き、期末の残高のみを記載しております。

## (2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1、3)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	工 藤 志 郎	(被所有) 直接0.04%	子会社の取締役	新株予約権の権利行使 (注2)	12	—	—
役員及びその近親者	前 崎 泰 宏	(被所有) 直接0.00%	子会社の取締役	新株予約権の権利行使 (注2)	11	—	—
役員及びその近親者	平 林 庸 司	(被所有) 直接0.01%	子会社の取締役	新株予約権の権利行使 (注2)	11	—	—
役員及びその近親者	眞 下 郁 雄	(被所有) 直接0.03%	子会社の監査役	新株予約権の権利行使 (注2)	10	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与された第5回、第6回、第7回、第8回及び第9回ストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

3. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 1,636円29銭

(2)1株当たり当期純利益 255円62銭

## 8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

みらかホールディングス株式会社  
取 締 役 会 御中

### PwCあらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 田 雅 弘 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 澤 山 宏 行 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 椎 野 泰 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

みらかホールディングス株式会社

取締役会 御中

### PwCあらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 田 雅 弘 ①
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 澤 山 宏 行 ①
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 椎 野 泰 輔 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらかた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらかた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

### みらかホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員	能 仲 久 嗣	Ⓔ
監査委員	金 子 恭 規	Ⓔ
監査委員	井 口 直 樹	Ⓔ
監査委員	石 黒 美 幸	Ⓔ

(注) 監査委員 能仲久嗣、金子恭規、井口直樹及び石黒美幸は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

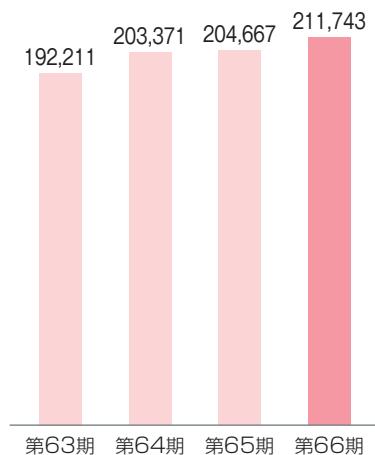
以上

(ご参考)

## 連結財務指標

### 売上高

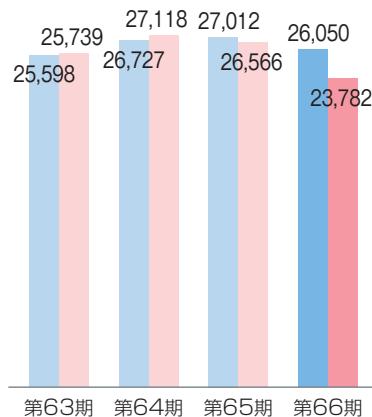
(単位:百万円)



### 営業利益/経常利益

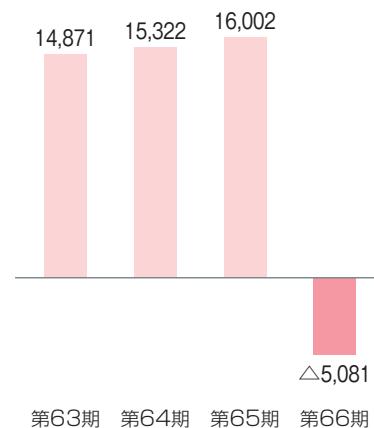
(単位:百万円)

■ 営業利益 ■ 経常利益



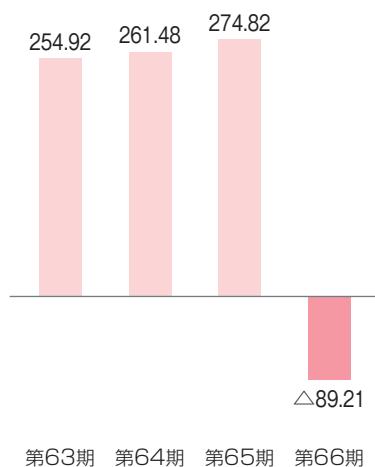
### 親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失

(単位:百万円)



### 1株当たり当期純利益又は当期純損失

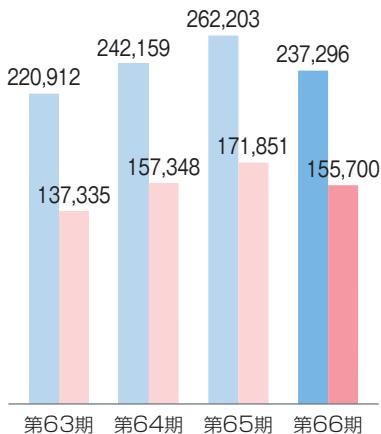
(単位:円)



### 総資産/純資産

(単位:百万円)

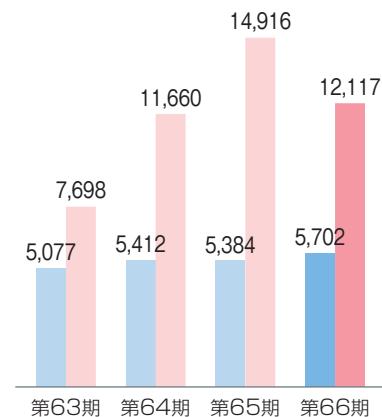
■ 総資産 ■ 純資産



### 研究開発費/設備投資額

(単位:百万円)

■ 研究開発費 ■ 設備投資額



## 会社概要 (平成28年3月31日現在)

社名	みらかホールディングス株式会社
本社所在地	〒163-0408 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング TEL：03-5909-3335(代表)
資本金	8,877百万円
経営体制	指名委員会等設置会社
従業員数	6,129名(連結)

## 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式の総数	57,246,866株
1単元の株式数	100株
株主数	5,299名

### お知らせ

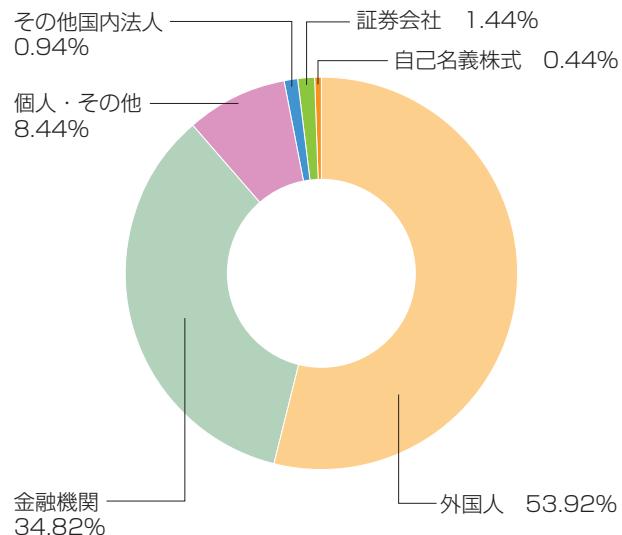
#### 個人投資家向けIRセミナー

2016年7月9日(土)、有楽町朝日ホール(有楽町マリオン11階)で開催される「朝日新聞×会社四季報 第7回 個人投資家向けIRセミナー」(主催：朝日新聞社広告局、東洋経済新報社ビジネスプロモーション局)に参加いたします。

※セミナーの詳細につきましては参加者サイト(<http://t.asahi.com/ir2016>)をご覧ください。



## 所有者別株式の状況 (平成28年3月31日現在)



## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公告方法	電子公告（ <a href="http://www.miraca-holdings.co.jp/">http://www.miraca-holdings.co.jp/</a> ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 （特別口座の場合）
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金) (受取り方法の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） でもお取扱いいたします。  みずほ信託銀行 本店および全国各支店（※） (※) トラストラウンジではお取扱できませんので ご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行（※）およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) (※) トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

## みらかホールディングス株式会社

〒163-0408 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング  
お問い合わせ：IR 広報グループ TEL 03-5909-3337  
<http://www.miraca-holdings.co.jp/>

